

第7回横須賀市屋外広告物審議会

1. 日 時 平成20年(2008年)3月24日(月) 14時～16時
2. 場 所 横須賀市消防庁舎第3会議室
3. 議 案 (1) 委員長及び職務代理者の選出について
委員長 田口 敦子 委員を選出。
委員長職務代理者 山畑 信博 委員を指名。
(2) 横須賀市屋外広告物条例の運用状況について(報告)
(3) 景観計画と屋外広告物(報告)
・横須賀市景観計画及び変更内容の説明
(4) その他
4. 出席者 委 員 5名
事務局 4名
5. 傍聴人 なし
6. 議事経過 別添のとおり

出席委員

河上 俊昭 委員
菊竹 雪 委員
田口 敦子 委員
角井 一郎 委員
山畑 信博 委員

事務局員氏名

景観推進課長 長島 洋
景観推進課主査 新倉 信雄
景観推進課担当者 矢島 俊郎
景観推進課 堀 眞治

- 事務局 ただいまより第7回横須賀市屋外広告物審議会を開催いたします。
本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。なお、その中で、傍聴の希望者ですが、今回は議案がありませんので傍聴等はありませんので、ご承知おきください。
本日は、ご就任いただいてからの初めての審議会になりますので、事務局のほうから各委員さんをご紹介させていただきます。（名簿順に紹介する。）なお、本日は川瀬委員、浜田委員が所用のため欠席しています。
先程申し上げましたが、各委員がご就任いただきまして、初めての審議会でありますので、委員長が決定しますまでの間、せん越ながら、事務局が進行させていただきます。
- 事務局 はじめに、資料の確認をさせていただきます。（配布資料を確認。）
それでは、会議の成立について入ります。横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によります、会議の成立について、ご報告致します。
当審議会委員7名のうち現在5名が出席しております。従いまして、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。
- 事務局 それでは、これより議事に入ります。まず議事の（1）委員長の選出についてから入ります。
本件につきましては、横須賀市屋外広告物審議会規則第3条第1項によりまして、「委員が互選する」となっております。互選の方法はいかがでしょうか。
- 山畑委員 田口委員が経験、実績ともに委員長として相応しいと思いますので田口委員を推薦いたします。
- 事務局 ただいま、田口委員との発言がありましたがいかがでしょうか。
（異議なし）
- 事務局 ただいま、異議なしとのご意見がありましたので、田口委員が委員長にご就任いただくこととよろしいでしょうか。
（異議なし）
- 事務局 それでは、田口委員が委員長に就任していただくことと決定いたしました。田口委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、委員長席におつきください。
- 委員長 （委員長就任挨拶）
それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項によります、本日の議事録の署名委員を指名いたします。河上委員と菊竹委員を指名いたします。両委員さん、よろしく願いいたします。
次に委員長の職務代理者の指名について議題に致します。審議会の規則第3条第3項によりまして、「委員長が指名する」となっております。山畑委員を職務代理者として指名いたします。よろしく願いします。
それでは、議題の（2）ということで議題に入ります。横須賀市屋外広告物の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

- 事務局 それでは、横須賀市屋外広告物条例の運用状況について事務局よりご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。
(順次説明)
- 委員長 今の報告について何か質問はありますか。
- 山畑委員 広告景観推進協力員の人数が減少していますが、こういった理由が考えられますか。
- 事務局 先程、除却数の表変化を見ていただきましたが平成 14 年が約 3 万件ありましたが、それが現在は約 3 千件になり、協力員の方々は、市の職員と一緒に先ほどもありましたが月 1 回、市内の主要の駅周辺等をパトロール又は啓発活動をしているのですが、実際に違反広告物があれば除却をしてきました。最近は除却をするものがほとんどない状況にあります。せっかく参加しているのに何もなくてやりがいが無いという意見もありますがこれは違反が少なくなって良くなったということです。もう 1 つは、協力員になられる方はご高齢の方が多く体力的な事情もあってこのような変化になっています。
今後の課題としては、協力員の方々を増やしていくこともありますが活動の内容を少し考えていかないと、例えば夏の暑い日に 2 時間程度、短いと 1 時間半程度ですが、商店街を歩くわけですがやはりご高齢の方にはきついと思いますのでそういうことも含めて活動の内容を吟味していかねければならないと感じています。
- 委員長 違反広告物が減った理由はなんですか。啓発、除却の効果が上がっているということですか。
- 事務局 違反広告物をつけた日にとられてしまう。いちごっこと言う言葉がよく言われるのですが、やはり基本的に出したらすぐなくなる、除却が行われるというのがありますと、段々掲出してもしょうがないというのが 1 点あると思います。あとは経済状況によっては沢山出てくる局面もあると思います。表を見ると右肩下がりとなっていますので、継続的に行ってきた結果がこうなってきたのだと思います。
- 菊竹委員 平成 19 年度の車体広告の許可物件が極端に少ない理由はなんですか。
- 事務局 バス広告は 1 年の許可期間になりますのでこれから申請が出てくる状態にあり、電柱広告と同じく事業所からの一括申請になりますのでまだ申請がされていない状態になります。
ラッピングバスの申請については昨年条例を改正しましたがまだ申請はありません。
- 委員長 他市からのラッピングバスが市内には入ってこないのですか。
- 事務局 横浜市営バスが追浜に入ってきますがラッピングバスに関しては入り込んでいないと思います。横須賀市内では昔からある行政広報の一環で出

されたラッピングバスのみになります。

○角井委員 表の中で平成 18 年からはり紙、はり札の申請が出ていますが何か条例等で変わったことがあったのですか。

○事務局 条例上特に変わったことはありません。なかなか、はり紙、はり札を申請してくる業者が無かったのですが、18、19年はマンションの売り出し業者が市内の各地にマンション販売の広告を掲出するということで申請がされたことになります。昔にも有ったのかかもしれませんが、全て把握をするというのも現実的には難しいので、18、19年につきましては申請が有り受けています。

○山畑委員 LED看板等の光源系の物も表の中には含まれていますか。
別途そういった物の申請数などはわかりますか。

○事務局 含まれています。
LED看板は、現在旧丸井のところに1つと久里浜街道に1つの合計2つあります。

○委員長 そういった条例上に区分としてないものも今後としてはデータとしてあったほうがいいということですね。

○山畑委員 件数等がわかった方がよいと思います。

○委員長 条例で決められている広告物の分類という物が有ると思いますが、それから少し離れて今後そういったデータがあれば表中にいられていただくのが大変大事なこともかもしれません。景観への影響なども含めてそういうことを掴むことができるかが大事かと思います。

○河上委員 最近、のぼり旗が大分増えてきているのではないかと思います。

○事務局 以前から違反広告物だったのですが簡易除却の対象にはなっていなかったです。今は簡易除却の対象になっております。なかなかお店の目の前にあるものを店の人がいるのに黙って持っていくわけにも行かないので、中にしまうように指導しているのですが、幾度行っても改善されないところは除却しています。

○河上委員 私も9月10日の屋外広告の日に参加していますが、言われたときは引っ込めるのですが、いなくなるとまた出す人もいました。

○事務局 路上に関しては協力員の市民ボランティアの方々とケイビパトで啓発を行っていますが、その時はわかったと言って引っ込めてくれるのですが、いなくなるとまた出す状態にあります。難しいのは道路上というのは看板、広告物だけでなく、商品、放置自転車等があり店の人に注意をすると、どうしてうちだけがと言われて、隣の商品はいいのかなどそういった話もありますので、本来なら道路管理者と一緒に商品などの指導にまわればもう少し厳しい態度で臨めると思います。

○委員長 のぼり旗は景観上の問題だけでなく、交通安全の面でも、前方の視界が悪くなります。特に車道と歩道の間に立てているものがお店によってはあります。そのことによって路地から出てくる車が見えないとか安全面でも非常に問題のある広告物だと思います。是非、除却の成果を上げていただきたいと思います。

○委員長 他に質問が無いようですので議題2の報告を終わらせていただきます。
次に議題3 景観計画と屋外広告物についての報告を事務局のほうからお願いします。

○事務局 お手元の資料の景観関係資料一式をご覧ください。
景観計画の冊子の後にくりはま花の国眺望点とうみかぜの路景観重要道路の資料が付いています。景観計画は昨年の7月に施行していきまして、今年度その景観計画を変更して、くりはま花の国眺望点とうみかぜの路景観重要道路を追加しましたのでその資料になります。景観計画とは何かパワーポイントを使って概要を説明させていただきます。

(順次説明)

○委員長 説明ありがとうございました。景観計画の行為制限の中に広告ということも出てくることもあります。横須賀市の場合には眺望景観という考え方の中に組み込むなど、また少し違う見方があって面白いのだと思います。審議会としては広告に関わって景観計画が完成されていけば、なおよいかなと思っています。

それでは今の景観計画にご質問等がありますか。

○山畑委員 国や県等他のところとの調整をするような何か問題はありましたか。

○事務局 今回のうみかぜの路景観重要道路に指定する段階で国、県とは2年越しぐらいで調整をしてきました。その中で道路管理者、道路を作っている側にも入ってもらいました。その中で別途協議を図ることとしてもらい、それに基づいて何かあった場合はお互いに情報交換をするように進めることになります。景観法自体は一度整備の基準を定めたら各々の道路管理者がその基準どおりにして下さいという形式になっています。

○山畑委員 国の姿勢はどのような感じですか。

○事務局 国のほうは比較的協力的です。ただ国も県も今はただ整備基準だけであって占用の基準は入っていません。そこには当然、配電盤やバスの上屋などが入ってきますのでそこを入れてしまうと道路管理者が占用者に意見を言わなくてはならなくなるので、まだそこまでの状況にはなっていません。

○山畑委員 国の場合、公共建設のアドバイザーというのがいて国の施設に関してはアドバイザーを一度通してそこで景観上好ましくなければ修正を入れたりなどその段階で県市関係の調整をして協力的に調整を行うという段階で行っています。

○菊竹委員 参考意見としてお聞きいただければと思います。うみかぜの路景観重要道路は景観法に相応しい1つだと思いますが、今後きれいに保っていけるかというのが大きな課題になることかと思います。参考にさせていただきたいのですが、屋外広告物とも関わってきますが、現在、日本の自治体で行っているところがあるかはわかりませんが、整備を企業に負担して頂き、その貢献に対して、企業名の入った小さな看板を公園内や道路の路端に設置するという方法論で整備をしていく形が海外では見られます。屋外広告物はそういう利用も含めて規制だけではなく、ポジティブに働いていくことも考える必要があると思います。

○事務局 行政も財政難ですのでいくらでもお金を使って整備する時代でもなくなっていますのでそういう民間の協力、活用というのは今後は必要になってくるのではないかと思います。今は道路施設は禁止になっていますので、屋外広告物条例を改正して、質の高い広告というのは出してもいい等のル

ールも必要だと思います。

○菊竹委員　先に申し上げた看板は、広告というよりは、企業の社会貢献を表すものと、ご理解ください。

○委員長　道路の話でしたが、欧米では美術館や博物館などがその方式をしています。民間の企業がまるごとその運営する費用そのものを負担する。ただし広告をするとかではなく、パンフレットをよく見ると隅にマークが入っているだけなど、ある世界的な石油会社はイギリスの美術館などで運営は全部そういうところがおこなっているとか菊竹委員が話していることはそういうレベルのことだと思います。広告物を掲出するというはなしではないのです。ただあるいみではおっしゃるとおり、上屋つきバス停の広告は入り口としてはとても大事だと思います。広告によって公共的な施設の維持をする。それが段階的に菊竹委員のおっしゃっているようになるまで行けば企業の有り方の問題ですのでC S Rという言葉が盛んに企業に社会的責任のまさにその具体的な活動の一つなのだと思います。なっていくのではないかと期待はしています。企業サイドがうごいてくれるようになるのではないかとそうなればよいですが。もう少し我が自治体の負担が軽くなってなおかつ企業としてはその施設の維持に向けていわば責任を持ってくれますから一定のメンテナンスが可能になります。

○山畑委員　公営の美術館でも夜の少しの分だけ企業に維持をさせる。

○委員長　そういう意識が企業に芽生えていると思いたいですね。

○河上委員　景観法では公園などの公共サインを立てるときに板面の下に広告を入れてもいいという話を聞いたのですが。

○事務局　禁止地域ではなくて許可地域になっている場所であれば屋外広告物条例を改正しなくても可能ですが許可が必要になります。

○委員長　公共サインについては東京都がいい例ですが映像メディアを組み込む実験をしています。渋谷と田町の駅前に実験をしています。公共サインを維持していくためにそういう取り組みは実験でもあり、すでに具体的に動き始める時期に来ているのかと思います。景観上の問題も与えるということでの色々な視点からの実験をしています。

○角井委員 横須賀に住んでいる立場ではそれぞれ具体的な地域でどんな景観が維持されているのか、あるいは今ある景観法と中継させて能動的な形を作ってそれぞれ適用する。この地域では景観法が適用する、ここでは屋外広告物法、条例が適用できるなどまだまだこの辺りは法整備が必要、ここは新しい条例が必要じゃないかなど、この地域の景観なり美観をどのようにしたいのかによってどの法律を使えば実現できるのかというスタンスで見ていければ樹木の問題にしても近代建築にしてもこういう街にしたいのだからということで話が進められて手続きや法律はそれに合わせて、こうしたいからこの法律を使いたいぐらいという発想で進められていくとありがたいです。またそういうほうが利害関係だけでなく具体的に組み立てられるのではないかなと思います。

○委員長 例えば地域ごとあるいは重点地区的な推進を計画する方向にはまだ無いのですか。今のご質問はそういうことだと思いますがいかがですか。

○角井委員 色々なツールは増えてきてはいますが、こうしたいのだけこのツールは使えるかというふうに見た際に欠けている部分は国へ提案を行ったり条例を制定したりなどそういうふうに見たほうが攻めの姿勢になると思っています。

○事務局 景観法、景観条例に地区指定があります。例えば馬堀海岸にグリーンベルトの維持管理協定のようなものがあり、建築協定もあります。そうして決めているエリアも多数あると思いますが、難しいのがどこかのエリアに入り込んでこういうツールがあるのだけでしょうかなどとし話をすると最初は乗ってきていただけるのですが指定はしなくていいよという話になってきます。結果的には自分たちでどのぐらいこうしたらいいのかという話になる前にだんだん話が消え去っていくことになります。

○角井委員 利害関係のお話などもあると思いますし時間を要すると思いますがやはりこの街をこうしたいと意識形成が出来たときにこそ大きい力が出されるのではないかと感じています。

○委員長 よく景観形成推進地区とか重点地区など方針ということだと思うのですがこのあとどう動くかが大変に難しい問題があるのです。その辺はじかにあってもいいという考えなのでしょうか。そのことは結果屋外広告物がどう有るべきかと言うことにもなりますのである意味ある地域では誘導

していくある地域では規制していくなどということだと思います。

○角井委員 色々なプログラムなどを総合的にアレンジするのが市町村なりの役割になっていくのが一番いいのかと。

○委員長 方針を立てるといというのはその地域の住民の方の意識調査なども背景には必要になるのですが方針が欲しいとまず方針があって初めて各制度が生きてくるというものだと思います。

○角井委員 田舎などですと伝統的な街づくりの歴史などがあって既に出来上がっているのですが

○委員長 今横須賀市はよく首都圏の各自治体というのは首都圏市民などという言葉があって他の地区から流入されている方々は住宅地などで形成されていてなかなか合意形成するのが難しい、地元意識が弱いとよく言われています。東京を中心とした周辺は首都圏の住民であると地元があまり無いと1つの家庭の中で例えば家が横須賀にあってもご主人は東京で働いていて子供は横浜で仕事をしてお母さんは買い物は川崎に行くとかそういうことでなかなか地元意識が出来ないと言われているのですが横須賀はどうですか。

○事務局 私は昔から横須賀にいる人間ですので少しわかりませんがそこに長年住んでいると地元意識が出てくるのではないのでしょうか。逆に昭和40年代から宅地開発で開発されてそこは昔からではなくて市外から相当な人が入り込んできたその方たちも既に30年40年と住んでいますので決して地元という意識が無いわけではないでしょう。

○角井委員 横須賀へ移ってこられた方、東京とか横浜などで働いていられたのですが、その前は東北とか九州とかからいらしている方が多いですので、そういう方はわりと我々以上に昔のこと子供のころのことを思い出したりなんなりして、もっとこんな風にしたいとか伝統的な街とかにしたいとか、わりと我々より強い土着を持った方が強いリーダーシップを持っている方が多いです。土着の方はそんな古臭いことをやってという話が出ることが多いです。

○山畑委員 横須賀市側から変な広告が見えるなどそういった場合は広域で調整す

るなどそういったものはありませんか。

○事務局 今のところそういったことはありません。ただ1つ先程の景観重要公共施設で西側の134号線も本市としては指定をしていきたかったのですが県に話しをしたらどうせやるのだったら三浦市、葉山、逗子、鎌倉市と県土木事務所の管轄の逗子まで考えていこうという話しがあってそれは今検討中です。そういう意味では3市1町を含めて県がまとめ役でしていこうという検討の場は出ています。横浜市との境は今のところ話はありません。

○角井委員 うみかぜの路の方なのですが有料道路や高速道路が入っていると騒音防止とか耐震性など強固な構造物が本町山中線の横須賀駅の出口など海の方を見る分にはいいのですが後ろを見ると何かああいうものを修景するようなものはないのかなと思っているのですが。

○事務局 本町山中線は桁の部分は当初はブルーになっていたのですが横須賀市から話をし、Y R形の色に変えてくれた経緯があります。物自体は存在感がありますので消すのは難しいと思います。地下にでもあれば別ですが。

○菊竹委員 いま修景というすごくいい言葉が委員から出てきました。そういう汚いところにつきましては全国からコンペでアイディアを募集するという方向をしてみて対応するかどうかは別としてみて、そういうアイディアを募集するぐらいはやってみてもいいのではないかと思います。学生からプロまで広いところでアイディアを募集してみればなあと思います。

○事務局 実はうみかぜの路で馬堀海岸の護岸にアートペイントがあったのですが今回消されました。アートペイントには賛否両論がありましてせっかく自然の中で緑陰などが出来たのだから絵などなど入らないという意見と今後また行うという案があります。アートペイントをすると間違いなく屋外広告物に当たりますので皆さんご意見があると思いますので景観面から見ても皆さんに一言ずついただきたいです。

○角井委員 反対です。もともとあったからという話しで、前にあったからまたやろうというのは一概には決められないと思います。

○河上委員 横浜の関内のところならわかりますが、海岸通りのいいところにやるの

には抵抗があります。

○菊竹委員 アートペイントを実施することを前提にすると、色を制限する、何を描くかなど明確な指標が必要だと思います。

○委員長 以前から反対をされていて1つああいう取り組みを市民が協同作業でとかそれから子供たちという視点はもうやめる時期に来ていると思います。かなりクオリティを考えるとそれからメンテナンスこの2点を1つの土台としてコンペなどをされるなどをして質の高いクオリティの高いものを選んでいく必要があると思います。日本各地にあります。川の護岸に子供に絵を描かせたりある時期そういう活動がすごく盛んだっただけでもどのぐらい景観を美しくというという視点から大きく外れていると思います。

○事務局 屋外広告物法は改正されて、元々は公衆に対する危害の防止、美観風致が元々の目的だったのですが美観が良好な景観の推進に変わりましたので審議会も景観の形成というかたちも考えていきたいと思っています。

○角井委員 屋外広告物法は昭和24年に出来ていまして悪い言葉で言えば言論弾圧法の一つでその法律をかたくなに施行するのではなくて総合的に上手く使っていく、市民としてはそういうずるい法律でもありますので施行する方々たちは法の29条にある国民の基本的な人権を不当に侵害しないように都市計画の方はあまりこういうふうに見られないかも知れませんがこういう情報があるということを知っていて使っていてくれると市民としてはありがたいです。

○委員長 よく調べていただいていますね。昭和24年の法律は表現の自由これは絶対の条件だということでそれが人質になって作られた法律ですので逆に言えばそのことによって屋外広告物の問題が非常に大きな問題を抱えてしまっている原因にもなっていると思います。表現の自由は絶対に守られないといけないと思います。これは日本中のこういった審議会のベースになっていると思います。その自由であることと景観が国民の財産であるということの視点で屋外広告をどうするかとそこのバランスをどうとっていくのか非常に難しいいわば局面を判断していくのが審議会になります。自治体の方も十分にご存知だとおもいます。貴重な御意見ありがとうございました。

ほかに何か質問はありますか。何も無いようでしたらこれで議事を終了いたします。

以上で本日の議事は終了しましたのでこれで第7回横須賀市屋外広告物審議会を終了いたします。